

**令和 3 年度
意匠審査の質についての
ユーザー評価調査報告書**

**令和 3 年 10 月
特許庁**

目次

1. はじめに	2
2. 本調査の概要	3
(1) 本調査の目的	3
(2) 調査方法	3
(3) 回答率	4
3. 集計結果	6
(1) 意匠審査全般の質に関する評価（全体評価）について	6
(2) 意匠審査の質に関する個別項目の評価について	7
(3) 他国特許庁との比較について	12
(4) 意匠審査の質に関するコメントについて	13
4. 集計分析	14
(1) 分析手法	14
(2) 分析結果	14
(3) 評価の向上に向けて取組むべき項目	16
5. 今後のユーザー評価調査に向けて	16
(付録) 令和3年度調査票	17

1. はじめに

意匠創作の奨励と我が国産業の健全な発展を目的とする意匠制度においては、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進にも資する、国際的に信頼される質の高い意匠審査が求められています。そして、質の高い意匠審査を遂行するためには、制度ユーザー（出願人や権利行使の対象となり得る第三者等）のニーズや期待を適切に把握しながら、意匠審査の質の維持・向上に取り組んでいくことが重要です。このような認識の下、特許庁は、世界最高品質の意匠審査の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「意匠審査に関する品質ポリシー」（以下「品質ポリシー」といいます。）を平成26年8月に公表しました。この品質ポリシーでは、品質管理の6つの基本原則の1つに、「幅広いニーズや期待に応えます」と掲げています。

また、意匠審査の品質検証のための取組を着実に実施するためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そのため、特許庁では、平成24年度に特許分野においてユーザー評価調査を開始、平成27年度からはこれを意匠分野にも拡大し、調査結果の品質管理施策への反映に努めています。

本調査結果は、多くのユーザーの方の協力の下に得られた貴重な情報であり、特許庁は、本調査結果に基づいて、意匠審査の質の維持・向上に向けて、引き続き真摯に取り組めます。

以下、本調査結果の概要とともに、回答内容を分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告します。

2. 本調査の概要

(1) 本調査の目的

本調査は、ユーザーの皆様からの評価、意見等を収集し、意匠審査の質の現状を把握するためのデータとして活用するとともに、意匠審査の改善点を明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的としています。

すなわち、本調査は、意匠審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCA サイクル）」の意匠審査業務の評価（CHECK）として位置付けられます。

(2) 調査方法

本調査は、調査票（巻末の付録を参照）を用いて令和3年5月～6月に行いました。調査票は、令和2年度の意匠審査の質に関し、各項目の内容について「満足」、「比較的満足」、「普通」、「比較的不満」、「不満」の5段階評価で回答するものです。さらに、自由記入欄を設けて、評価の理由やその他ご意見等の記入を可能としました。なお、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。

調査対象者には、オンラインで回答するための個別の回答用パスワードを電子メール等で送付しました。

調査対象者は、日本意匠分類のグループ毎（A～N）の意匠登録件数上位の出願人（在外出願人の場合は、代理人が回答）としました。抽出条件及び対象者数は、表1に記載のとおりです。

表1 調査対象者の選定方法

項 目		内 容
調査対象者	内国出願人	令和元年度～令和2年度における、日本意匠分類のグループ毎（A～N）の意匠登録件数上位の内国出願人
	在外出願人	令和元年度～令和2年度における、日本意匠分類のグループ毎（A～N）の意匠登録件数上位の在外出願人の代理人
調査対象者数		合計 350 者

(3) 回答率

表 2 は、調査票の回答率を示したものです。表 3、表 4 は、回答者の企業規模、意匠分類グループの内訳を示しています。全体の回答率は 89.4%、全体の回答に占める無記名での回答の割合は 43.1%でした。

表 2 調査票の回答結果(括弧内は昨年度)

	内国出願人	在外出願人	無記名	合計
アンケート送付件数	300	50	－	350 (349)
アンケート回答件数	152	26	135	313 (289)
回答率	50.7%	52.0%	－	89.4% (82.8%)

表 3 内国出願人の企業規模別回答結果

	大企業	中小企業 ¹	合計
アンケート送付件数	228	72	300
アンケート回答件数	119	33	152

¹ 中小企業基本法第 2 条第 5 項を基礎として、資本金の額が 3 億円以下並びに従業員数が 300 人以下を中小企業としてカウントしています。

表 4 内国出願人回答者の意匠分類グループ内訳

	意匠分類グループ ²	回答者数	割合
内国 出願人	A 製造食品及び嗜好品	0	0.0%
	B 衣服及び身の回り品	9	2.9%
	C 生活用品	13	4.2%
	D 住宅設備用品	18	5.8%
	E 趣味娯楽用品及び運動競技用品	3	1.0%
	F 事務用品及び販売用品	17	5.4%
	G 運輸又は運搬機械	13	4.2%
	H 電気電子機械器具及び通信機械器具	29	9.3%
	J 一般機械器具	11	3.5%
	K 産業機械器具	14	4.5%
	L 土木建築用品	17	5.4%
	M A～L に属さないその他の基礎製品	7	2.2%
	N 他グループに属さない物品	1	0.3%
在外出願人		26	8.3%
無記名		135	43.1%
合計		313	100.0%

² 調査対象者である内国出願人が複数の意匠分類グループに出願している場合、令和元年度～令和2年度に最も登録件数の多かった意匠分類グループにカウントしています。

3. 集計結果

(1) 意匠審査全般の質に関する評価（以下、全体評価）について

表 5 及び図 1 は、平成 27 年度の調査開始時からの全体評価について、5 段階評価を集計したものです³。本報告書において、経年変化を示すグラフの縦軸は原則として「調査年度」を示します。各年度の調査は「前年度の審査の質についての評価」を問うものなので、例えば「令和 3 年度調査」は「令和 2 年度の意匠審査全般の質についての評価」を調査するものです。

今年度は「満足」と「比較的満足」の評価（以下、上位評価）を合わせると 67.7%（昨年度調査では 64.4%）であり、昨年度より増加しました。また、「不満」と「比較的不満」の評価（以下、下位評価）の割合は 5.8%（同 3.5%）となり、昨年度より上昇しました。

表 5 全体評価

5 段階評価	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	無回答	合計
回答数	67	145	83	18	0	0	313
割合	21.4%	46.3%	26.5%	5.8%	0.0%	—	100%

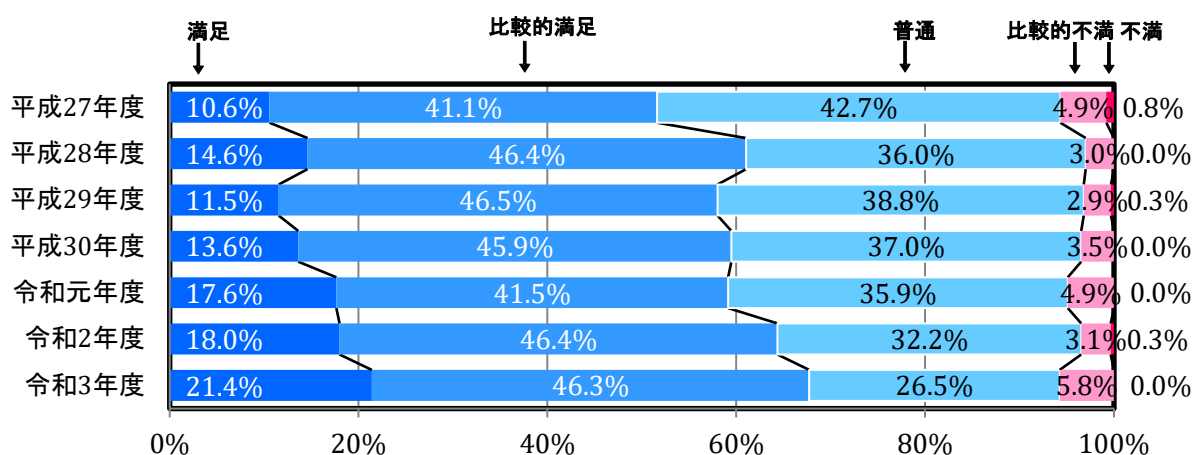


図 1 意匠審査全般の質（全体評価）⁴

³ 当報告書においては、「無回答」及び「やり取りを行った経験がない／わからない」という回答を除いて各回答割合を示しています。

⁴ 当報告書のグラフでは、パーセンテージの小数第 2 位を四捨五入した数値を記載しているため、グラフの表記上、合計が 100%にならない年度があります。

(2) 意匠審査の質に関する個別項目の評価について⁵

昨年度と同様に、意匠審査に関する下記①～⑦の個別項目について、5段階評価で集計しました。図2、図3は、令和3年度調査における各個別項目の評価の割合又は度数分布を示したものです。

図4～図10は、各個別項目について評価の割合の経年変化を示したものです。

- ①拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ（以下、「拒絶理由通知等の記載」）
- ②拒絶査定の記載の分かりやすさ（以下、「拒絶査定の記載」）
- ③判断の均質性
- ④サーチ（先行意匠調査）の的確性（以下、「先行意匠調査」）
- ⑤意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル（以下、「専門知識レベル」）
- ⑥「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」（以下、「コミュニケーション」）
- ⑦「国際意匠登録出願の審査全般の質」（以下、「国際意匠登録出願」）

個別項目のうち「コミュニケーション」の評価は、上位評価割合が77.9%（昨年度調査では72.7%）と、実施庁目標（70%以上）を達成しました（図9）。

昨年度の調査結果に基づいて、特に注力して取り組むべき項目とした「判断の均質性」及び「拒絶理由通知等の記載」について、各上位評価割合はそれぞれ51.4%（同50.4%）、66.9%（同59.7%）に増加しました（図4、図6）。

この他、「拒絶査定の記載」、「専門知識レベル」でも、それぞれ上位評価の割合が57.3%（同52.0%）、54.7%（同54.4%）に増加しました（図5、図8）。

「先行意匠調査」では上位評価の割合が57.5%（同58.1%）に低下し、下位評価割合が5.5%（5.4%）に増加しました（図7）。「国際意匠登録出願」は上位評価割合が50.0%（同57.1%）、下位評価が1.4%（同4.8%）であり、上位評価、下位評価共に低下しました（図10）。

⁵「無回答」の場合及び「やり取りを行った経験がない／わからない」の場合は、集計母数から除いて集計をしました。

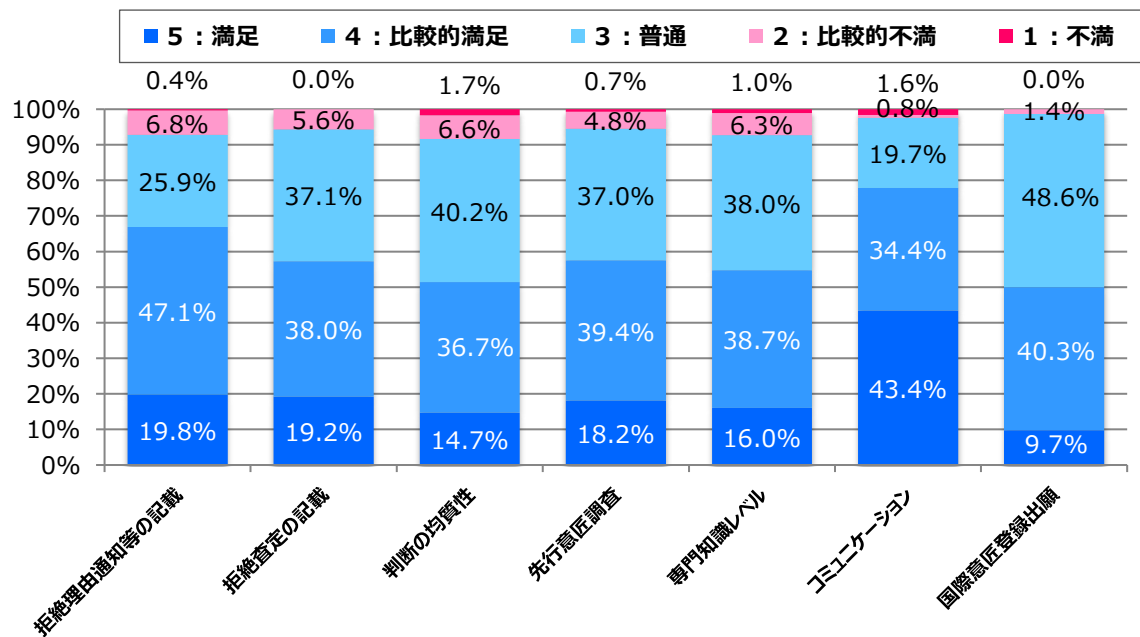


図 2 個別項目への評価の割合

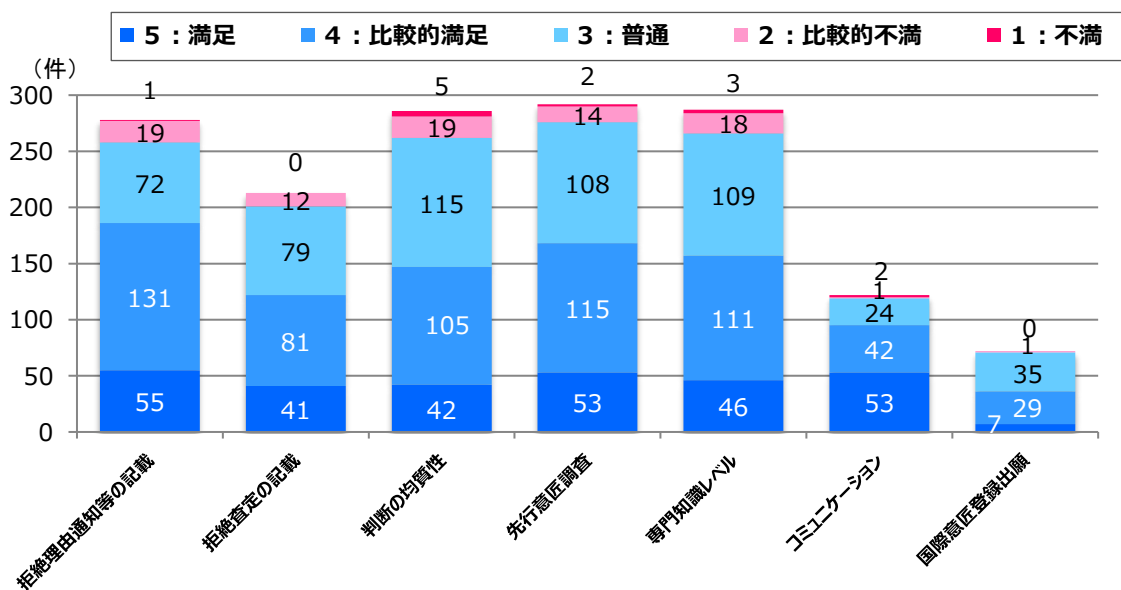


図 3 個別項目への評価の度数分布

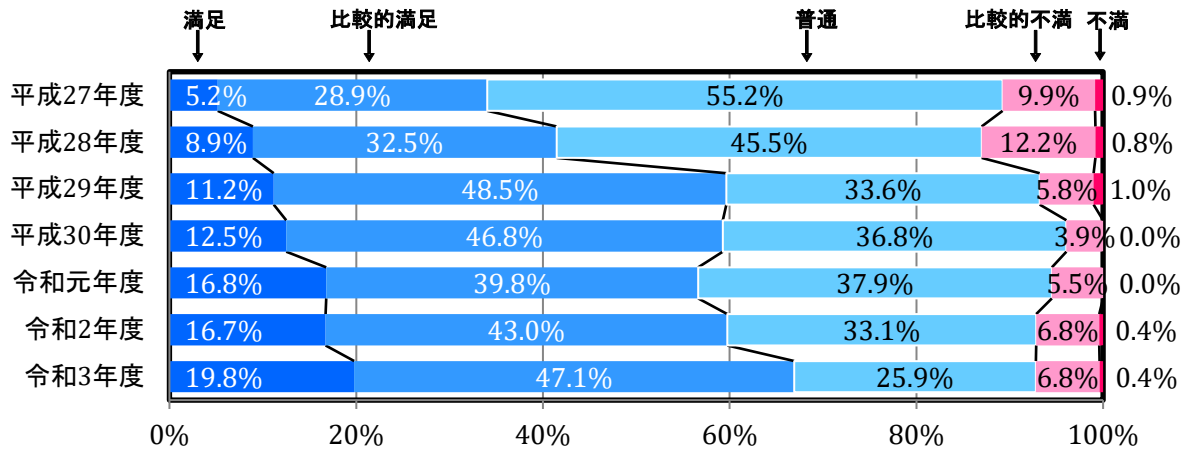


図4 拒絶理由通知等の記載

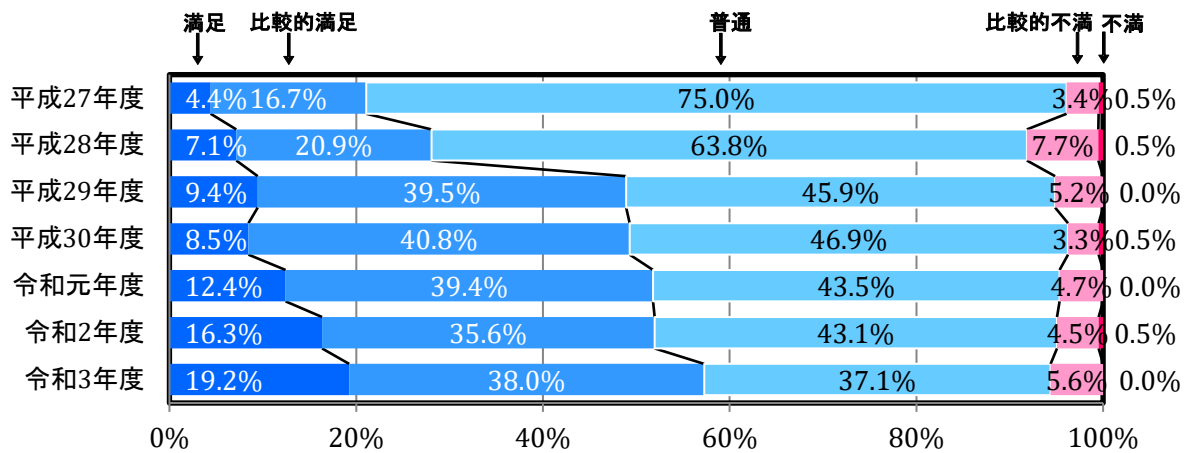


図5 拒絶査定の記載

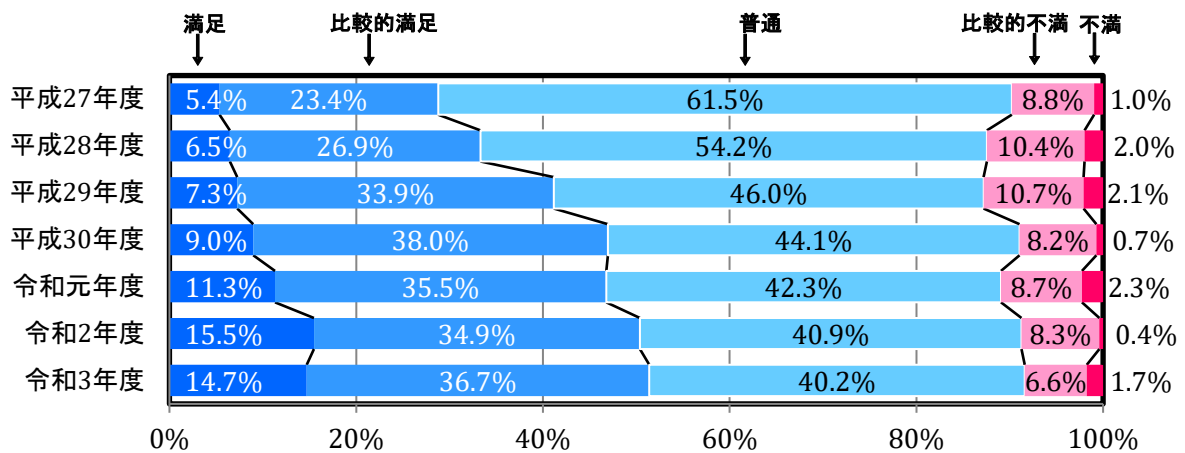


図6 判断の均質性

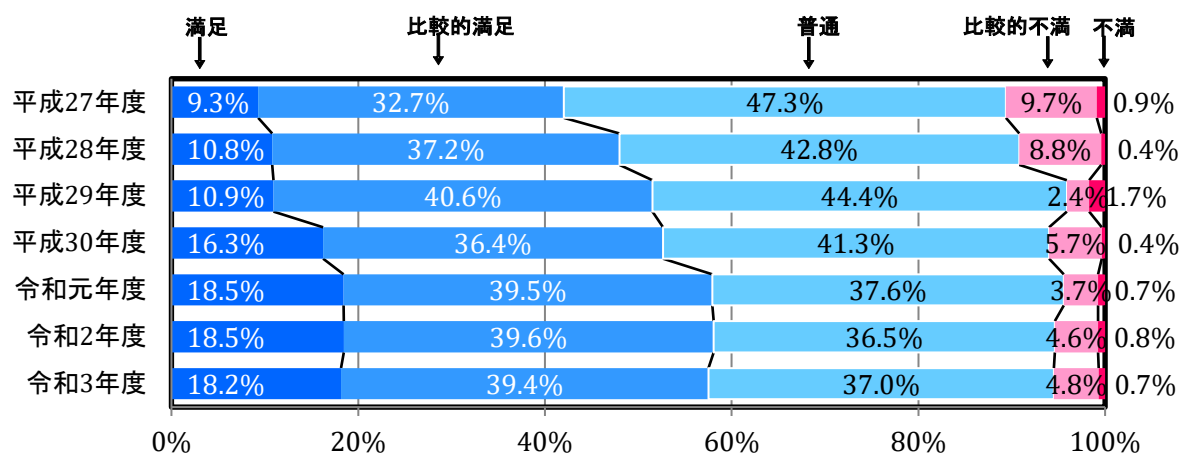


図7 先行意匠調査

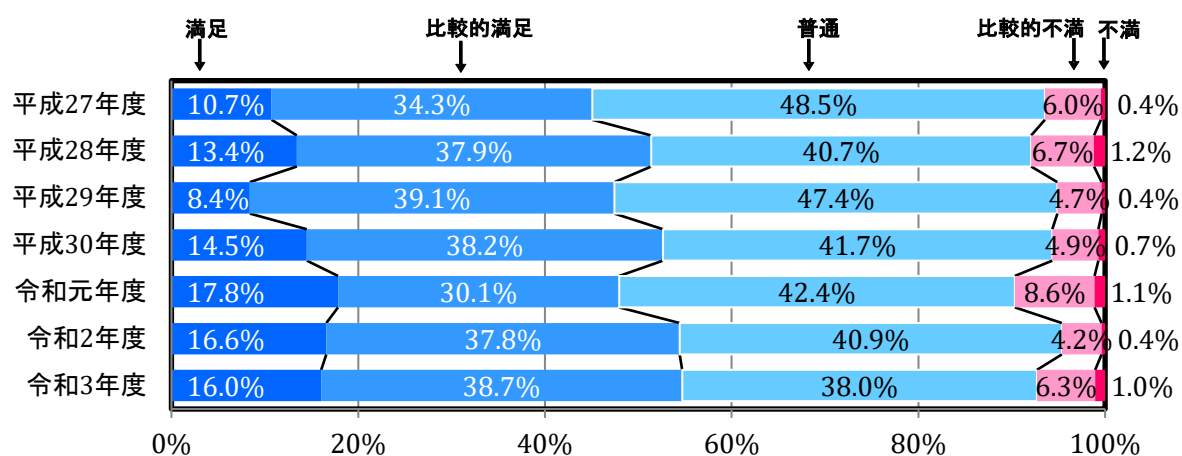


図8 専門知識レベル

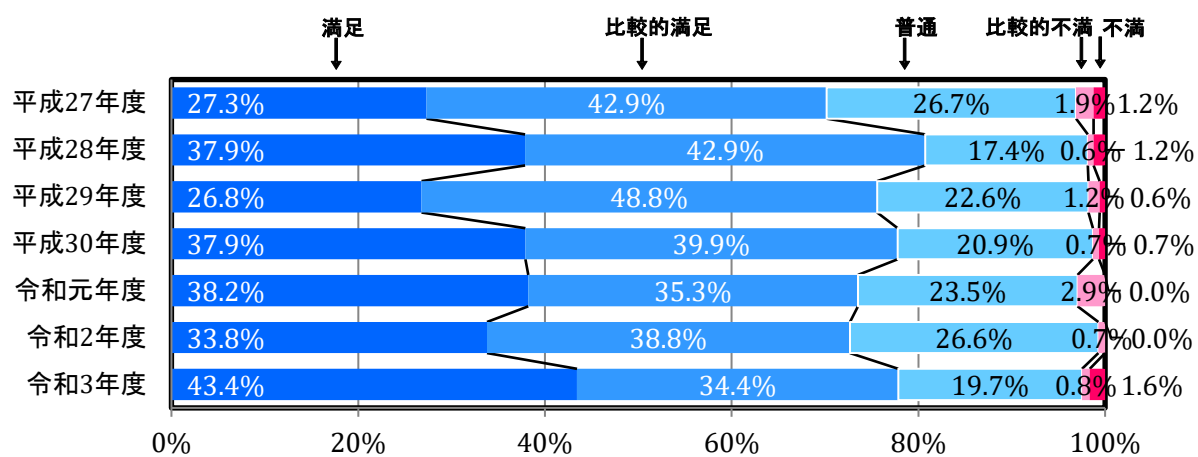


図9 面接・電話等における審査官とのコミュニケーション

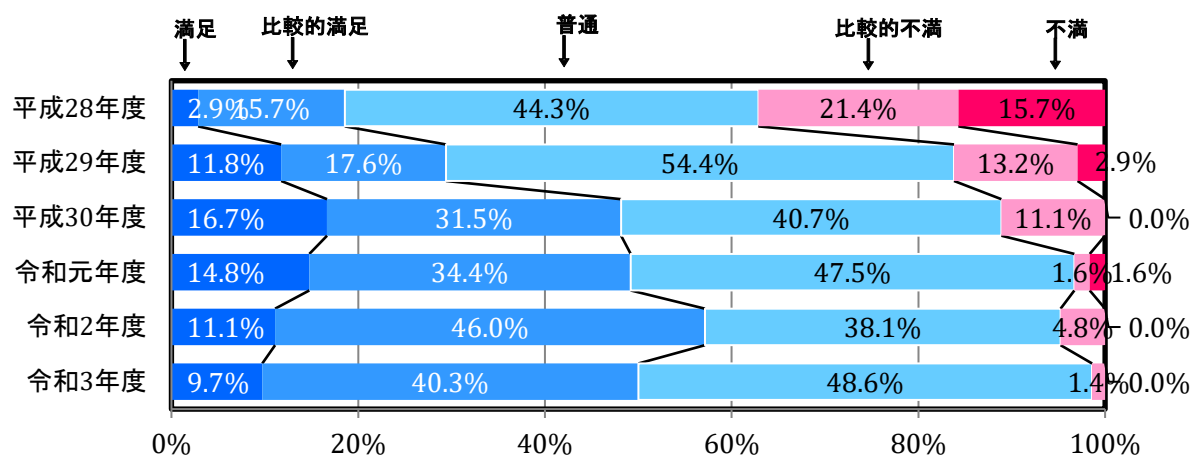


図 10 国際意匠登録出願の審査全般の質

(3) 他国特許庁との比較について

図 11 は、日本国特許庁（JP0）、米国特許商標庁（USPTO）及び韓国特許庁（KIPO）の三庁における意匠審査の質に関し、観点ごとに優れている（または望ましい）と感じる庁についてチェック（複数庁を選択可）いただいた結果を示したものです。⁶

『実体審査全般の質』の項目は、他庁よりも JP0 が優れている（または望ましい）との回答が 52 者（回答者全体の 75.4%）となりました。次いで、『拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ』、『判断の均質性』、『サーチ（先行意匠調査）の的確性』について JP0 を選択した者が多くなりました。

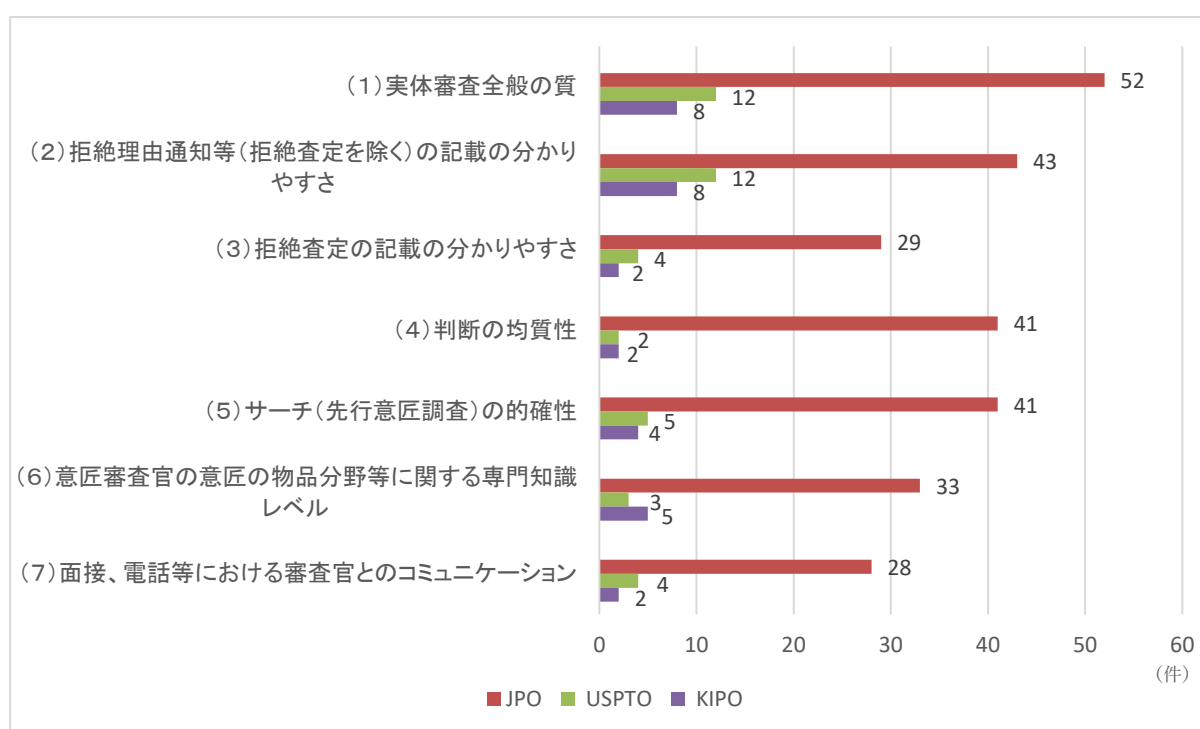


図 11 各観点からそれぞれ優れている（または望ましい）と感じる庁についての回答

⁶ いずれかの庁について「この庁に意匠登録出願をした経験がない／わからない」と回答した者を除く 69 者からの回答を集計したものです。

(4) 意匠審査の質に関するコメントについて

図 12 は、各自由記入欄におけるコメントの内容を分類して集計したものです。

『拒絶理由通知書等の記載』に関するコメントが最も多く（20 件）、次に『意匠審査の質』及び『コミュニケーション』（共に 19 件）、『判断の均質性』（14 件）の順になりました。

『意匠審査の質』、『コミュニケーション』に関しては肯定的なコメントが 6 割以上を占めた一方、『拒絶理由通知書等の記載』、『判断の均質性』に関するコメントは半数以上が否定的コメントであり、「判断根拠の記載不足」、「審査官により判断にばらつきがある」等の指摘がみられました。

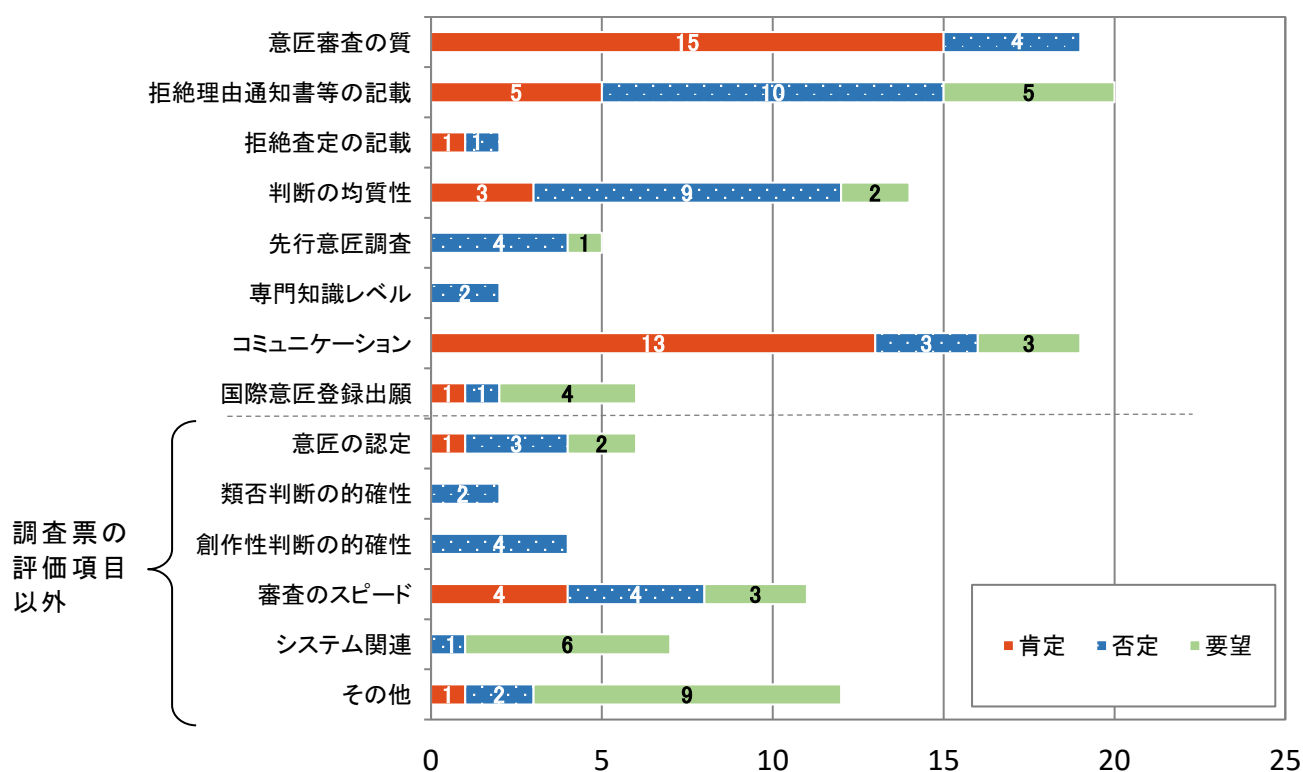


図 12 自由記入欄のコメントの内訳

4. 集計分析

(1) 分析手法

意匠審査に対する評価（満足度）の向上に取り組んでいくにあたり、特に注力すべき項目を検討するため、個別項目に対する評価と全体評価との関係について分析しました。分析方法としては、全体評価に対する評価と、個別項目の評価との間における相関関係の大きさを示す係数（相関係数）を取得することにより行いました。

(2) 分析結果

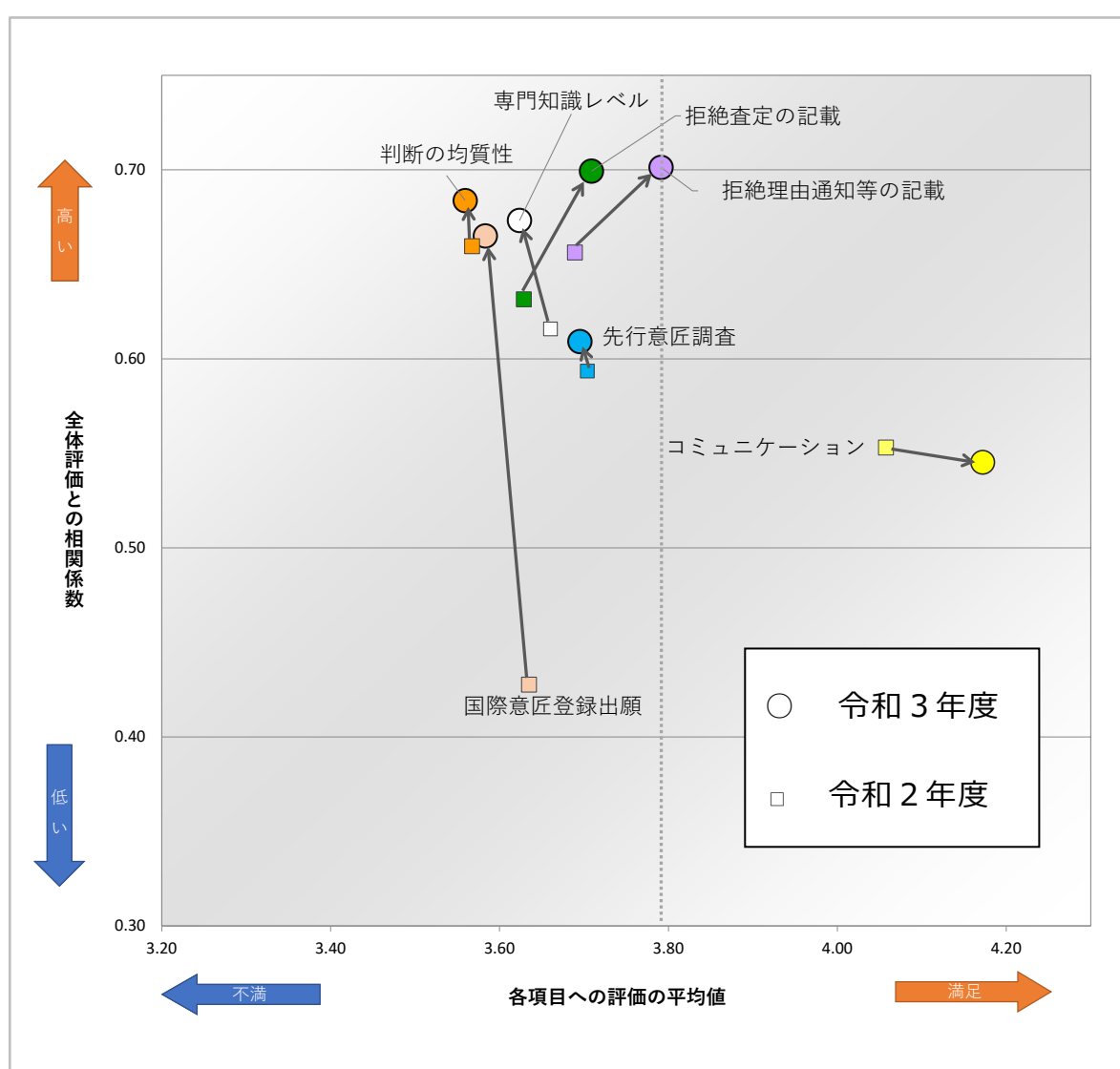
表 6 及び図 13 は、「各個別項目の評価の平均値」と「個別項目の評価及び全体評価」の相関係数を示したものです。7 つ全ての項目で、全体評価に対して一定の相関が認められる相関係数 0.5 以上となりました。

そのうち特に相関が大きい項目は、「拒絶理由通知等の記載（相関係数 0.70）」及び「拒絶査定に記載（同 0.70）」となっています。さらに、「判断の均質性」、「専門知識レベル」、「先行意匠調査」、「国際意匠登録出願」も相関係数が上昇しています。

また、「コミュニケーション」の相関係数は若干の低下がみられるものの、依然、全体評価との相関が一定程度認められます。

表 6 個別項目の評価の平均値及びこれらの全体評価との相関係数⁷

評価項目	評 価（平均）		全体評価との相関係数	
	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
拒絶理由通知等の記載	3.79	3.69	0.70	0.66
拒絶査定に記載	3.71	3.63	0.70	0.63
判断の均質性	3.56	3.57	0.68	0.66
先行意匠調査	3.70	3.70	0.61	0.59
専門知識レベル	3.62	3.66	0.67	0.62
コミュニケーション	4.17	4.06	0.55	0.55
国際意匠登録出願	3.58	3.63	0.66	0.43



⁷ 相関係数は 1 を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

⁸ この図において、上方にある項目ほど全体評価への影響が大きいことを示しています。

(3) 評価の向上に向けて取り組むべき項目

今年度調査の分析結果を踏まえ、全体評価に対する相関係数が比較的高く、普通以下の評価が多い「判断の均質性」、「専門知識レベル」は、改善の効果が大きいと考えられるので、特に注力して取り組むべき項目と認められます（表 6、図 13）。

また、相関係数が最も高い「拒絶理由通知等の記載」、「拒絶査定の記載」も、昨年度に引き続き、取り組むべき項目といえます（表 6、図 13）。

自由記入欄におけるコメント数をみると「コミュニケーション」に対するユーザーの関心が比較的高いと考えられることから、引き続き重点的に取り組むべき項目といえます（図 12）。

5. 今後のユーザー評価調査に向けて

本調査は、意匠審査の改善すべき点をユーザーの方々からの御指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映させることを目的として行っています。今後も、皆様の御意見をよりの確に把握するため、評価をいただく対象者の選定方法をはじめ、設問の構成や調査票の形式等、調査手法について、引き続き改良を行います。

また、自由記入欄に記入いただいた調査対象案件に関する御意見・御要望については、その内容を検討・分析し、意匠審査の質の維持・向上のための諸施策に反映させ、引き続き意匠審査の質の向上を図ります。

謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心から感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザー参画による品質評価の取組を実施し、その結果に基づいて、意匠審査及びその関連業務の継続的な改善に向けた取組を推進して行くことが必要不可欠です。引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

(付録) 令和 3 年度調査票



【意匠】意匠審査全般の質について (1/2)						
次の【1】～【2】の問いに最近（1年程度）の意匠登録出願のご経験（審判は含みません）に基づいてお答えください。 *ご回答の際、内容について代理人にご相談いただいてもかまいません。						
【1】意匠審査の質一般について						
1. 最近（1年程度）の意匠審査全般の質（審判を除く）について、どのように感じていますか。【必須】						
☐ 満足 ☐ 比較的満足 ☐ 普通 ☐ 比較的不満 ☐ 不満						
2. 最近（1年程度）の意匠審査の質に関し、各項目（1）～（6）の評価についてお答えください。【必須】 やり取りを行った経験がない場合には「やり取りを行った経験がない／分からない」をチェックしてください。						
（1）拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ （新規性の判断理由、引用意匠の特定、創作性の根拠の提示等）	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	○やり取りを行なった経験がない／分からない
（2）拒絶査定の記載の分かりやすさ （出願人の主張に対する回答の明確さ、的確さ等）	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	○やり取りを行なった経験がない／分からない
（3）判断の均質性 （審査官間、物品分野間等）	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	○やり取りを行なった経験がない／分からない
（4）サーチ（先行意匠調査）の的確性 （サーチ範囲、参考文献の過不足等）	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	○やり取りを行なった経験がない／分からない
（5）意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル （意匠の認定の的確性、担当審査官の物品に対する知識等）	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	○やり取りを行なった経験がない／分からない
（6）面接、電話等における審査官とのコミュニケーション （対応時の審査官の印象、態度等）	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	○やり取りを行なった経験がない／分からない
1. 及び2. に関する自由記入欄						
3. 最近（1年程度）のハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願に対する我が国の審査全般の質について、どのように感じていますか。【必須】						
☐ 満足 ☐ 比較的満足 ☐ 普通 ☐ 比較的不満 ☐ 不満 ☐ やり取りを行なった経験がない／分からない						
3. に関する自由記入欄						

【意匠】意匠審査全般の質について（2/2）

ここからは、他国に意匠登録出願を行った経験のある方にお伺い致します。

4. 意匠審査の質に関し、次の観点からそれぞれ優れている（または望ましい）と感じる庁があれば、チェックしてください。（複数庁を選択可）

※特に優れていると感じる庁がない観点、比較できない観点は、チェックしていただく必要はありません。

※審査の質がよく分からない庁、他庁と比較できるほど出願経験がない庁は、「この庁に意匠登録出願した経験がない／分からない」をチェックしてください。

※JPO：日本国特許庁、USPTO：米国特許商標庁、KIPO：韓国特許庁

	JPO	USPTO	KIPO
(0) この庁に意匠登録出願した経験がない／分からない	☐	☐	☐
(1) 実体審査全般の質	☐	☐	☐
(2) 拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ	☐	☐	☐
(3) 拒絶査定記載の記載の分かりやすさ	☐	☐	☐
(4) 判断の均質性	☐	☐	☐
(5) サーチ（先行意匠調査）の的確性	☐	☐	☐
(6) 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル	☐	☐	☐
(7) 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	☐	☐	☐

4. に関する自由記入欄（4. の各観点や、上記以外の国／地域の庁に関するご意見）

【2】その他

その他、追加のご意見・ご要望がございましたら、下記の記入欄にご記入ください。

[戻る](#) [確認ページへ](#)